

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ プロジェクト方式による試験研究費の税額控除の活用

**Q** : 当社は製造業を営み、毎年、試験研究費を支出しています。聞くとところによると、最近、試験研究費の税額控除の要件が緩和されて使いやすくなったそうですが、内容を教えてください。

**A** : 人件費に関する要件が緩和されました。  
【解説】

試験研究費の税額控除とは、試験研究費の額をベースに計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除するというものです。

この特例における「試験研究費」の定義は、①その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に限る）及び経費、②委託試験研究費等とされており、人件費については、専任の研究者を持たない中小企業にあっては、断念せざるを得ないような要件となっていました。この度、次の条件を満たす者も該当することとなりました。

- ①研究プロジェクトチームに参加する者が、プロジェクトの全期間にわたって参加しなくても、設計、試作、開発等の各業務のうち、その者が専門的知識をもって担当する業務に、その期間、専属的に従事する場合であること
- ②担当業務への従事状況が明確に区分され、その人件費が適性に計算されること
- ③その他一定の条件

今後は、研究部門を持たない規模の法人においても、試験研究に関するプロジェクトチームを立ち上げ、人件費を適性に管理することで特例の適用を受けることができます。

